松江商工会議所主催：EPA（経済連携協定）活用セミナー

よく分かる ＥＰＡの活用法と特定原産地証明書の取得

海外と取引をするときに EPA（経済連携協定）を活用していますか？EPA をうまく活用することで通常より低い関税率で、あるいは関税なしで輸出することができ、コスト削減につながります。現在日本では 13 の国や地域との EPA が発効されており、今後も EPA が対象となる貿易が増加すると見込まれています。しかしながら、EPA は難しい、使い方が分からない、という声も多く、輸出における日本企業の EPA 利用はほんの一部に止まり、十分に浸透しているとは言えない状況です。

このセミナーでは、EPA 政策の現状とこれから、企業の EPA 活用事例、活用にあたっての基礎知識や特定原産地証明書の発給の流れなど、わかりやすくご説明します。海外進出に興味のある方、既に海外との取引がある方、または海外進出をしている事業者と取引関係にある製造者、金融機関の方や支援機関の方など、多くの方のご参加をお待ちしております。

■日 時　**平成 27 年 1 月 26 日（月）13:30～16:00（開場 13:00）**

■会 場　**松江商工会議所　1 階　教養文化センター（松江市母衣町 55-4）**

申込締切
平成 27 年 1 月 16 日（金）

■受講料　**無料**　　■定員　**50 名**（先着順）

■主　催　松江商工会議所　　■後　援　公益財団法人しまね産業振興財団、中海・宍道湖・大山ブロック経済協議会

内　容（プログラムは予告なく変更となる場合がございます）

【講演１】「ＥＰＡの概要と政府の取り組み」
経済産業省 経済連携課（予定）

【講演２】「ＥＰＡの活用法と特定原産地証明書の取得」
大阪商工会議所 国際部 副参事　麻野　良二 氏

- 我が国企業のＥＰＡ利用状況
- ＥＰＡ利用の背景、きっかけ、効果など
- 原産地規則と企業のコンプライアンス責任
- 特定原産地証明書の発給手続きについて
- 手続き上の留意点　ほか

【個別相談会】 ※ご希望の方のみ。事前にお申し込みください。

ＥＰＡ（Economic Partnership Agreement）締結国・地域

シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN 全体、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア

特定原産地証明書とは

ＥＰＡにおける物品貿易において、日本から輸出される産品がＥＰＡに基づく原産資格を満たしていることを証明する「特定原産地証明書」を取得し、輸入国での通関時に税関に提出する必要があります。
日本では、経済産業大臣が指定した発給機関である日本商工会議所が特定原産地証明書を発給しています。

■申込方法　下記申込書にご記入の上、FAX にてお申し込みください。

■お問い合わせ　**松江商工会議所　産業振興課　TEL.0852-32-0505　FAX.0852-32-9471**

ＥＰＡ（経済連携協定）活用セミナー　よく分かる ＥＰＡの活用法と特定原産地証明書の取得　参加申込書

FAX.0852-32-9471　松江商工会議所 産業振興課　行

貴　社　名		Ｔ　Ｅ　Ｌ	
所　在　地	〒		
部 署・役 職			
氏　　名			
個別相談のご希望	有　・　無		

※ご記入いただいた個人情報は、本セミナーおよび松江商工会議所の事業活動にのみ使用いたします。